

# 幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

## (趣旨)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、市及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備で、定格出力10キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、建築物（屋根置き設備を含む。）に該当するものは除く。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者及び太陽光発電施設の譲渡又は、承継を受けた者をいう。
- (4) 近隣住民等 太陽光発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

## (対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

## (法令に基づく手続等)

第4 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合において、太陽光発電施設の設置に係る関係法令等の規制に該当する場合は、当該太陽光発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

- 2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に関する法令に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

## (太陽光発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容（施設概要、設置工事計画、維持管理計画、認定期間後の施設の方針等）や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

- 2 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する日の30日前までに、幸手市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に計画区域の位置図や環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシートその他市長が必要と認める資料を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象太陽光発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、幸手市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（設置に当たって遵守すべき事項）

第6 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）近隣住民等との協調を保つこと。
- （2）太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
- （3）雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- （4）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- （5）災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- （6）事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。
- （7）パワーコンディショナー等からの騒音・振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。
- （8）太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- （9）施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- （10）太陽光発電施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去に当たっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺的生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- （11）事業を承継する場合は、把握している若しくは予想される管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

（報告）

第7 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

（補則）

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和4年1月1日から施行し、同日以後に着工する太陽光発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している太陽光発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

## 別表 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区 ※市内に該当地区はありません。	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区 ※市内に該当地区はありません。	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区 ※市内に該当地区はありません。	県内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内 ※市内に該当地区はありません。	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
自然公園法	国立公園の特別地域 ※市内に該当地区はありません。	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域 ※市内に該当地区はありません。	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区 県自然環境保全地域の野生動植物保護地区 ※市内に該当地区はありません。	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地 第1種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地 ※市内に該当地区はありません。	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域 ※市内に該当地区はありません。	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域 ※市内に該当地区はありません。	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域 ※市内に該当地区はありません。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区 ※市内に該当地区はありません。	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	各景観行政団体の景観形成重点地区 ※市内に該当地区はありません。	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	土砂搬入禁止区域	何人も土砂をたい積してはならない区域であり、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある。

(様式第 1 号)

幸手市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

届出者 住所  
氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり太陽光発電施設を設置することについて、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第 5 第 2 項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	幸手市
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格発電出力※1	kW
発電事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※2
関係機関との協議状況	別紙のとおり※3
参考資料	別添のとおり※4

※1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、隣接住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※3 関係機関との協議状況を記録した資料を作成し、別紙としてください。

※4 計画区域の位置図、環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート、その他必要な資料を別添としてください。

(様式第2号)

幸手市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

(あて先) 幸手市長

届出者 住所  
氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

太陽光発電施設の計画を変更（廃止）するので、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5第3項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称 <sup>※1</sup>		
設置場所 <sup>※1</sup>	幸手市	
変更の内容 <sup>※2</sup>	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり <sup>※3</sup>	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあつては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く。）を変更する場合にあつてはその内容を記載してください。

※3 計画区域の位置図、環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート、関係機関との協議状況、その他変更の内容に応じて必要な資料を別添としてください。